

〈特集〉東日本入会・山村研究会第8回研究大会
報告Ⅱ

**生産森林組合所有林の
再生可能エネルギー施設への転換に至る事情と経緯
～メガソーラー発電事業者への所有林賃貸に伴う山内生産森林組合の解散事例について～**

佐々木貴史（岩手県県南広域振興局林務部森林保全課長）

1. 岩手県内の生産森林組合の状況

岩手県内の生産森林組合数は、平成26年度森林組合一斉調査結果では84組合となっている。このうち入会林野を整備して生産森林組合を設立したものが69組合、82%となっているが、これは入会林野整備後の経営形態として、生産森林組合が推奨されてきたことと関連している。

また、岩手県内の生産森林組合の一般的な経営課題として、集落の人口減少・高齢化等の進展による①組合員の減少や高齢化、後継者の不足、②役員や事務処理を行う人材の不足、③役職員や組合員が組合経営に不慣れ、④収入を得る方法が立木伐採しかないため収入の無い期間が生じて財務基盤が不安定、等がある。

最近の岩手県内の生産森林組合の状況としては、平成27年度に5組合が解散している。その解散理由は、①メガソーラー発電事業者への所有林の提供に伴う解散が2組合（賃貸会社設立1組合、森林売却1組合）、②高齢化や後継者不足等による継続困難での解散が3組合（森林組合への森林売却2組合、組合員への森林売却1組合）となっており、これまで皆無であったメガソーラー発電事業者への所有林の賃貸や譲渡を理由とする解散が生じている。

今回事例報告する山内生産森林組合は、メガソーラー発電事業者に所有林を賃貸するため平成27年度に解散した組合であり、賃貸は解散時に設立した会社が行っている。

2. 山内生産森林組合の概要

山内生産森林組合は、入会林野を整備するために昭和50年5月21日に設立された生産森林組合であり、図1のとおり、岩手県北部の軽米町に森林を所有している。現在の組合員数は241人（世帯数241世帯）であり、所有する森林面積は454haとなっている。

山内生産森林組合の組合員世帯数は241世帯であるが、これは軽米町の全世帯数3,764世帯の約6%となっており、また、生産森林組合の所有林がある山内地区の世帯数289世帯の約83%となっている。このため、山内生産森林組合がメガソーラー発電事業者に所有林の貸付を決定したことは、実質的に、開発地の近隣住民も大規模な森林の開発を伴うメガソーラー発電事業に同意している状況となっている。

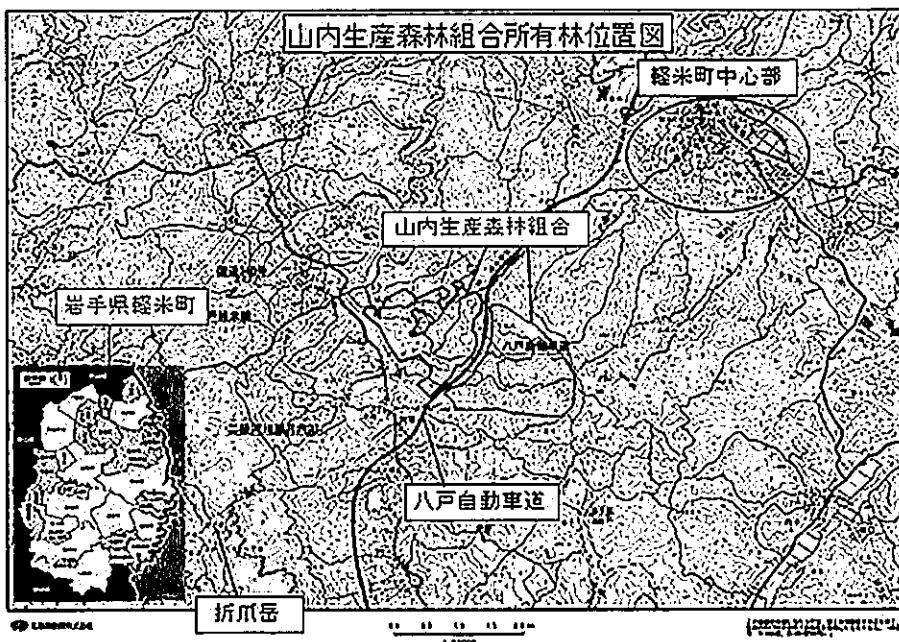


図1 山内生産森林組合所有林位置図

3. 山内生産森林組合所有林でのメガソーラー発電事業の経過

山内生産森林組合の所有林でのメガソーラー発電事業は、山内生産森林組合が20年間安定した賃借料収入を得ることができるほか、太陽光パネル設置エリアの立木伐採に伴う収入が得られるなど山内生産森林組合の経営課題の解決に繋がることから、当初は山内生産森林組合及びメガソーラー発電事業者との2者で事業化を進めていた。

しかし、その後、メガソーラー発電事業者が事業化に向けた調査設計を行っている間に、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「農山漁村再生可能エネルギー法」という。）が平成26年5月1日に施行され、岩手県内で初めて軽米町が農山漁村再生可能エネルギー法の活用を進めたことから、山内生産森林組合の所有林でのメガソーラー発電事業は、軽米町の公的な計画に位置付けられることになった。

これら一連の山内生産森林組合の解散に至るまでの経過は、次のとおりである。

- (1) 岩手県軽米町の山内生産森林組合では、安定的な収入源（賃貸収入）を確保するため、メガソーラー発電事業者に所有林を20年間賃貸する方針を決定した。（平成25年）
- (2) 山内生産森林組合では、メガソーラー発電事業者への森林貸付が所有林のほぼ全てとなるため、会社を新設して貸付を行うこととし、生産森林組合を解散する方針を決定した。（平成26年）
- (3) 山内生産森林組合の所在地である軽米町では、同生産森林組合の所有林でのメ

ガソーラー発電事業等について、農山漁村再生可能エネルギー法を活用することとし、軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画（以下「軽米町基本計画」という。）を策定した。（平成27年3月）

- (4) 軽米町では、山内生産森林組合の所有林のうち八戸自動車道の西側区域※でメガソーラー発電を行う事業者から、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画の認定申請を受け、岩手県知事への協議（林地開発の同意協議）を経たうえで、メガソーラー発電事業者の設備整備計画を認定した。（平成28年1月）

※ 八戸自動車道の東側区域については、平成28年秋頃、メガソーラー発電事業者が軽米町に設備整備計画の認定申請を行う予定（H28.1月時点の予定）。

- (5) 山内生産森林組合では、軽米町が岩手県に行った協議（林地開発の同意協議）の同意があり、所有林でのメガソーラー発電事業の実施の確実性が高まったことから総会で解散を決議し、岩手県に解散認可を申請して解散認可を受けた。（平成27年12月）

4. 山内生産森林組合所有林で行われるメガソーラー発電施設の計画

山内生産森林組合がメガソーラー発電事業者に対して賃貸する森林は、所有林454haのほぼ全てとなっており、そのうち196haの林地を開発して太陽光パネル等の施設を設置する計画となっている。

表1 軽米西ソーラー太陽光発電所概要（八戸自動車道西側区域）

開 発 目 的	工場・事業場の設置（太陽光発電施設）
申 請 者	合同会社 軽米西ソーラー
申 請 地	九戸郡軽米町大字山内第4地割字駒板111-21 ほか68筆
計 画 工 事 期 間	平成27年12月1日から平成30年11月30日
事 業 費	167億円（【参考】軽米町平成28年度一般会計当初予算61億円）
土 地 面 積	155.1035 ha
パ ネ ル 仕 様	多結晶：29.383MW C I S : 18.621MW 総枚数：223,416枚 容量：48.004MW
P S C	1,000KW × 33台 計33MW
パ ネ ル 設 置	方角：南 傾斜：20°
工 法	杭基礎
年間想定発電量	約48,000,000kWh
環 境 貢 献 換 算	約14,400世帯分（【参考】軽米町世帯数3,764世帯）
事 業 期 間	発電施設工事完了から20年間

表2 林地開発面積（八戸自動車道西側区域）

単位：ha

事業区域 面 積	森林面積の内訳				その他の 面 積
	林地開発面積	残置森林	造成森林	計	
155.1035	76.6615	65.2106	12.3333	154.2054	0.8981

注 事業区域面積には、山内生産森林組合所有林以外の個人所有の森林も一部含まれている。

表3 林地開発面積（八戸自動車道東側区域）

単位：ha

事業区域 面 積	森林面積の内訳				その他の 面 積
	林地開発面積	残置森林	造成森林	計	
300.6000	119.0000	181.6000	—	300.6000	—

高速道路の西側区域においてメガソーラー発電事業者が行うメガソーラー発電所の建設計画概要は、表1及び表2のとおりであり、林地開発面積は約77ha、発電事業期間は発電施設工事完了から20年間となっている。なお、20年間の発電事業期間終了後又は中途で事業を廃止する場合は、メガソーラー発電事業者が太陽光発電パネル等の発電施設を撤去し、跡地についてもメガソーラー発電事業者が発電事業実施前の状態（主に山林）に回復する旨の契約を、山内生産森林組合、賃貸のため設立した合同会社及びメガソーラー発電事業者との間で締結している。

また、高速道路の東側区域のメガソーラー発電施設に関して公表されている計画は、現時点では軽米町基本計画のみとなっており、林地開発面積は表3のとおり、119haとなっている。

5. 農山漁村再生可能エネルギー法による軽米町基本計画

農山漁村再生可能エネルギー法は、農山漁村における再生可能エネルギー発電施設の整備について、農林漁業上の土地利用等との調整を適正に行うとともに、併せて、発電事業者が地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行うことにより、再生可能エネルギー発電の促進と農山漁村の活性化の調和を目指すものとなっている。

この法律を活用して再生可能エネルギー発電を促進していくためには、①各市町村が基本計画を作成、②再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が設備整備計画を作成、③設備整備計画を作成した者が基本計画を作成した市町村の認定を得る、ことがそれぞれ必要となっており、その仕組みは図2のとおりとなっている。

軽米町では、平成26年5月1日に施行された農山漁村再生可能エネルギー法に基づいて軽米町基本計画を策定し、平成27年3月31日付けで公示している。

軽米町が農山漁村再生可能エネルギー法を活用することとした理由は、軽米町の基幹産業である農林業の発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の方向性を定める基本計画を策定することによって、軽米町の計画に基づいた再生可能エネルギーによ

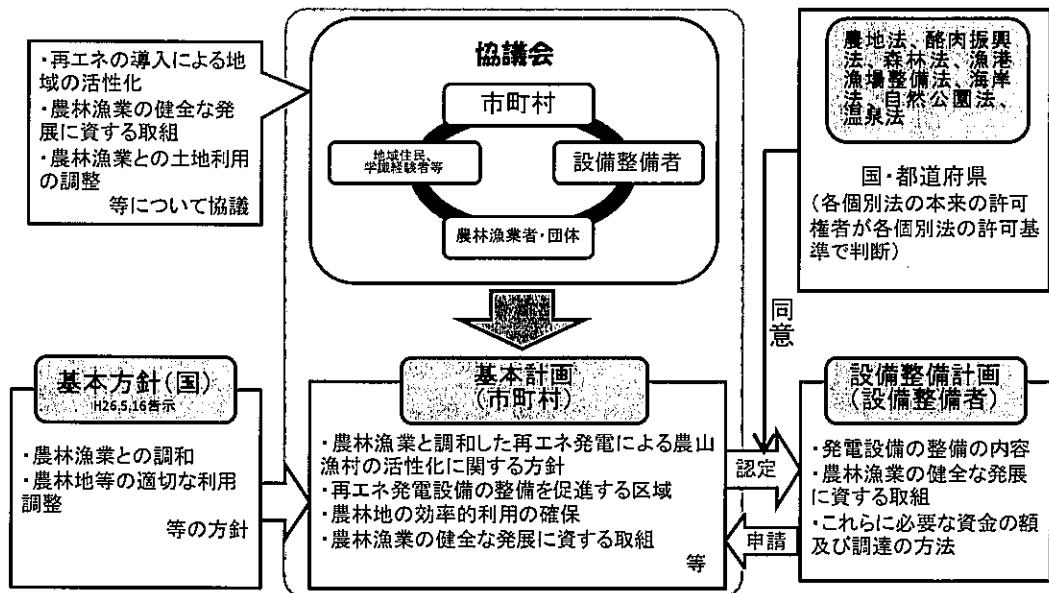


図2 農山漁村再生可能エネルギー法の仕組み

る発電を促進し、エネルギー供給の多様化と安定化、さらには地域の活性化を同時に実現することを目的としたものであり、具体的には次のような地域への寄与効果等を期待している。

- (1) 再生可能エネルギー発電施設に対する固定資産税、減価償却資産税の税収効果
- (2) 雇用の創出効果（建設工事、維持管理（下刈）等）
- (3) 環境保全の推進効果（二酸化炭素排出量の少ない再生可能エネルギー電気の発電）
- (4) 地域の活性化の推進効果（再生可能エネルギー発電事業者から軽米町の農山漁村再生可能エネルギーの基金への寄付金を活用）

なお、軽米町基本計画では、上記（4）の発電事業者から軽米町への寄付金について、発電事業者と軽米町とが協定を締結のうえ発電事業による収益の一部を寄付することを定めている。また、同基本計画では軽米町に寄付された寄付金は、専用の基金で管理のうえ、地域の活性化や農林業の振興に使用することとしており、基金の使途について次のように定めている。

- (1) 【景観保全】チューリップや芝桜等による花のまちづくり 等
- (2) 【自然環境保全】開発に伴い失われる自然の代償となる環境の創出 等
- (3) 【再エネ導入促進】個人や事業者の太陽光発電設備導入への支援、避難場所への電力供給システムの構築
- (4) 【農業の活性化】
 - ・花や雑穀等の作付による遊休農地の有効活用
 - ・雑穀を利用した新たな商品開発

- ・農地周りにおける鳥獣被害防止対策施設の設置や藪の伐採など地域環境改善の取組 等

(5) 【林業の活性化】

- ・里山林景観を維持するための活動（雑草木の刈り払い、植栽 等）
- ・森林資源の利用に向けた集落周辺の広葉樹等の搬出活動（雑草木の刈り払い、未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付 等）
- ・森林レクリエーション、生物多様性保全の調査など森林環境教育の実践

区分	項目	概要
共通事項	①町への届出及び調整	<ul style="list-style-type: none"> ・発電設備の設置等に係る計画を町に提出 ・住民説明会議事録を町に提出 等
	②地域住民等に対する調整	<ul style="list-style-type: none"> ・計画概要に係る地域住民への説明の実施 ・設置に係る進捗状況について、住民報告 等
	③設備設置に当たり配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・林地開発を実施する場合は、県の林地開発基準に準じた手続きを実施。周辺景観に配慮し、緑地帯を設ける等の措置を講じ、小動物等の移動経路の確保を図る ・周辺景観との調和に配慮する 等
	④災害予防及び災害発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水等による土砂流出等で災害が発生しないように適切な対応を講ずる ・急斜面への設置は極力避ける ・災害発生の予見又は発生時の体制についてあらかじめ町に届出
	⑤発電設備の撤去及び原状回復	<ul style="list-style-type: none"> ・事業廃止の際は、速やかに設備を撤去・廃止並びに撤去時点の法令を順守し、リサイクル等適切に処理 ・跡地は、原状回復(森林であった場所は森林に戻す)を基本とする 等
エネルギー種別	①太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ・開発面積10ha以上の場合は、独自の環境現況把握調査を実施 ・調査対象項目は動植物全般。調査項目は町と協議の上決定
	②バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭、騒音、振動、大気汚染の発生を極力防止し、環境基準を順守 ・燃料は、町周辺域で生み出されるものを80%以上使用

表4 発電設備導入時の配慮事項

そのほか、軽米町基本計画では再生可能エネルギー発電施設に係る開発が適正に行われるようにするため、軽米町基本計画の中で、太陽光発電（1MW以上）及びバイオマス発電の事業者に対して、地域住民への説明、災害の発生予防及び希少野生動植物の環境現況把握調査等を表4のとおり求めている。

なお、軽米町基本計画では、「自然景観の配慮や災害防止の観点から、町の林地面積

の10%に当たる1,800haを開発行為面積の上限」と定めて無秩序な開発が行われないように計画しているが、開発行為の上限面積を軽米町の林野面積全体の10%、1,800haとすることについて、軽米町基本計画の検討を行った軽米町再生可能エネルギー推進協議会等では、基本計画の森林の開発面積の上限1,800haが大きいことを懸念する意見もあつた。

6. 山内生産森林組合所有林に係る設備整備計画の認定及び生産森林組合の解散

軽米町では、山内生産森林組合の所有する八戸自動車道の西側区域の森林でメガソーラー発電事業を行う事業者からの設備整備計画の認定申請を受けて、岩手県知事への協議（林地開発の同意協議）を経たうえで、平成28年1月8日に設備整備計画の認定を行つた。

また、山内生産森林組合では、軽米町が岩手県知事に行った協議（林地開発の同意協議）の同意があったことによって、所有林でのメガソーラー発電事業の実施の確実性が高まったことから、平成27年12月に総会を開催して解散を決議し、岩手県に解散認可を申請して平成27年12月に解散認可を受けており、現在、同生産組合は清算手続中となつている。

7.まとめ

生産森林組合の解散については、生産森林組合はもとより地域にとっても現状より良い状況となる発展的な解散が理想と考えられる。

山内生産森林組合の解散事例では、メガソーラー発電事業者に所有林を賃貸するため解散し合同会社としたが、同生産森林組合（合同会社）の所有林でメガソーラー発電を行う事業者は、発電事業の収入の一部を軽米町に寄付し、軽米町では地域の活性化や農林業の振興のために寄付金を使用する計画となっている。

また、開発地周辺の環境保全のため太陽光パネル等を設置しない森林（残置森林・造成森林）については、20年間の発電事業期間中はメガソーラー発電事業会社が森林施業を行う計画となっているほか、メガソーラー発電事業者が20年間の発電事業期間終了後又は中途で事業を廃止する場合には、太陽光発電パネル等の発電施設を撤去し、跡地はメガソーラー発電事業者が発電事業実施前の状態（主に山林）に回復する計画となっており、メガソーラー発電事業終了後の土地利用についても考慮されたものとなつている。

今後、地域の活性化や農林業の振興が軽米町基本計画のとおり推進され、山内生産森林組合の解散が軽米町の発展に資するものとなることを期待している。